

定期薬希望の患者さまへ

電話診療での

処方箋発行

当院では、厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に従い、**症状が安定している慢性疾患**で当院に**継続しておかか**りの患者さまに**限り**、電話診療で処方箋を発行できる臨時体制を取っています。ご希望の方は①**診療予約日**に、②診察券番号、③お薬手帳、④かかりつけ薬局の電話番号とFAX番号をご用意の上、以下までお電話下さい。

代表番号 0776-21-8008

月・火・水・金 8:30~17:30 木・土 8:30~12:00

医師と電話診療の上、**ご指定のかかりつけ薬局**に処方箋のFAXをします。

<注意点>

- 患者さまのご病状によっては、対面診察を受けていただきます。
- 新しい薬は電話診療では処方できません。

以前から定期的に処方されている、慢性疾患に対する薬になります。

- 診察代（電話診察料、処方箋料等）は、次回の外来時にお支払いをいただきます。

嶋田病院 院長 嶋田修美